

平成 26 年 5 月 15 日
福 祉 部
福祉施策調整担当課

地域包括支援センター（高齢者相談センター）の運営体制の見直しについて

地域包括支援センター（以下「センター」という。）については、地域包括ケアシステムを構築するため、新たな包括的支援事業についても的確に対応するよう、知識・能力を備えた有資格者を安定的に確保し、専門性をより発揮できる体制を構築することが必要である。

地域の社会資源である社会福祉法人等については、これまでセンターの運営を通じて実績を積み重ねその対応力の向上が図られており、今後、行政とともに地域包括ケアシステムの推進役を十分担い得る資質を有している。

そこで、第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 27～29 年度）の開始とあわせて、下記のとおりセンターの運営体制について見直しを行う。

記

1 センターの主な業務

(1) 現行の業務

① 総合相談支援業務

高齢者およびその家族等からの介護・福祉・医療・生活などあらゆる相談に応じ、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行う業務。

② 権利擁護業務

高齢者の権利を守るため、成年後見制度の活用、老人福祉施設等への措置、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、生活の維持を図る業務。

③ 介護予防ケアマネジメント業務

要支援者および二次予防事業対象者に、自立保持のために身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標として、介護予防サービスや介護予防事業の利用を通じてマネジメントを行う業務。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域の介護支援専門員の日常的な業務を支援するため、介護支援専門員からの相談に応じ個別の指導・助言を行うとともに、介護支援専門員同士のネットワークを構築する業務。

(2) 新たな業務（予定）

① 在宅医療・介護連携の推進

医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する業務。

② 認知症施策の推進

保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の総合的な支援を行う業務。

③ 生活支援・介護予防の推進（生活支援サービス体制整備）

日常生活の支援および介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する業務。

④ 地域ケア会議の充実

適切な支援の検討等を行うために、介護支援専門員、保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者その他の関係者等により構成される会議の開催に係る業務。

2 見直しの必要性

(1) センターの機能強化について

- ・ 現行の業務に加えて、新たな業務がセンターの役割に追加される予定である。
- ・ 新たな業務の実施にあたってその効果を発揮するためには、専門的な知識・能力を活用し、高度化する区民ニーズ等への対応力を高める必要がある。
- ・ 地域ケア会議の充実を図り、課題解決から地域づくりまで総合的なネットワークの発展を図る必要がある。
- ・ 権利擁護や虐待対応に係る事案の増加・複雑化に伴い、迅速かつ的確な行政権限の行使とその執行体制の確保が必要である。

(2) 安定的な有資格者の確保について

- ・ 法定配置職種である、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師に加えて、専門性を発揮できる人材を確保するためには、社会福祉法人等の協力を得て、その組織・人材をセンター運営に活用することなど、柔軟な対応が必要である。
- ・ 区正規職員による有資格者の確保・配置については、人事制度上からも継続的な対応が困難であり、介護保険法制度上も十分な指導力の確保が困難である。

3 見直しの内容

(1) 運営体制について

現在、直営により運営している高齢者相談センター本所 4 か所のうち、3 か所を委託による運営とし、1 か所を直営の機能強化型の基幹型センターと位置付け、他の本所・支所を含めたセンター全体の総括的機能を担う。また他の本所についても専門職を増員し機能強化を図る。

【新旧体制（別紙1イメージ図：参照）】

現行体制	見直し後の体制（27.4.1～）
<p>【直営】</p> <p>① 練馬高齢者相談センター ② 光が丘高齢者相談センター ③ 石神井高齢者相談センター ④ 大泉高齢者相談センター</p> <p>【委託】</p> <p>◎高齢者相談センター支所 (25 か所)</p> <p>※H26.10 1 か所新規開設</p>	<p>【直営】</p> <p>① 練馬高齢者相談センター（基幹型） ② （委託に移行） ③ （委託に移行） ④ （委託に移行）</p> <p>【委託】</p> <p>光が丘高齢者相談センター 石神井高齢者相談センター 大泉高齢者相談センター</p> <p>◎高齢者相談センター支所 (25 か所)</p>

(2) 組織および役割について

① 基幹型高齢者相談センター本所

練馬総合福祉事務所圏域の支所を統括し、困難事例の対応など支所の後方支援および指導・調整を行う現行の本所業務に加えて、当センターの機能強化に向けた新たな業務を行う。あわせて、各センター（本所・支所）全体の運営にかかる総合的な指導・調整および委託管理を行う。

② 委託型高齢者相談センター本所

区が示す包括的支援事業の実施方針に基づき、光が丘・石神井・大泉の各総合福祉事務所圏域の支所を統括し、困難事例の対応など支所の後方支援および指導・調整を行う現行の本所業務（※行政専管事項を除く）に加えて、当センターの機能強化に向けた新たな業務を行う。

③ 高齢者相談センター支所

地域の身近な窓口として、高齢者およびご家族等の総合相談支援、介護支援専門員への支援、地域ネットワークの構築、介護予防事業、各種手続きの申請受付などを行う。

③ （仮）高齢者支援係

委託型高齢者相談センター本所と緊密に連携し、権利擁護にかかる成年後見区長申立や虐待対応にかかる迅速・適切な措置・関係部署との連絡調整など、行政専管事項により行う支援業務に対応する。

(3) 見直し時期について

平成 27 年 4 月 1 日

4 区の役割について

・センターの運営体制の見直しにあたっては、従来の直営によるセンター運営の利点を堅持しつつ、直営による問題点も解消できるよう、相談支援にかかる経験や技能を継承するとともに、受託事業者と密接に連携を図り、行政権限を迅速かつ的確に行使できる体制を構築する。

・区は、社会福祉法人や介護サービス事業者等とそれぞれの役割を分担し、地域包括ケアシステム推進に向けての総合調整ならびに高齢者の権利擁護・虐待対応や孤立高齢者対策に重点的に取り組むこととする。

5 地域包括支援センター運営協議会の役割について

・センターは、区が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 4 号）。

・運営協議会は、次の事項を所掌し、PDCA サイクルを確立する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

①センターの業務の委託先法人の選定

②センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施

③センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定

④その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの行う業務に係る方針に関すること

区が示すセンターが行う業務に係る方針が適切かどうか、区に意見を述べる。

(3) センターの運営に関すること

①毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受ける。

ア 当該年度の事業計画書および収支予算書

イ 前年度の事業報告書および収支決算書

ウ その他運営協議会が必要と認める書類

②運営協議会は、上記 (2) の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成した上で、定期的にまたは必要な時に、事業内容等を評価する。その際、①イ事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案する。

- ア センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか
 - イ センターにおける介護予防サービス計画の作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか
 - ウ 要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っているか
 - エ 介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていないか
 - オ 介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託するにあたり、委託先の業務に支障のない範囲で委託しているか
 - カ 事業計画の進捗はどうか
 - キ 地域連携の仕組みづくりが適切に実施されているか
 - ク 介護予防支援専門員への支援が適切に実施されているか
 - ケ 高齢者虐待対応や権利擁護対応について、区と連携して適切な対応が取られているか
 - コ 区はセンターに対して適切な支援を実施しているか
 - サ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項
- なお、総合事業の実施にあたり、要支援介護予防ケアマネジメント事業を区から委託を受けたセンターの設置者が、要支援介護予防ケアマネジメント事業の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合は、運営協議会において、必要に応じて上記エ、オを参酌して評価する。

(4) センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

(5) その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

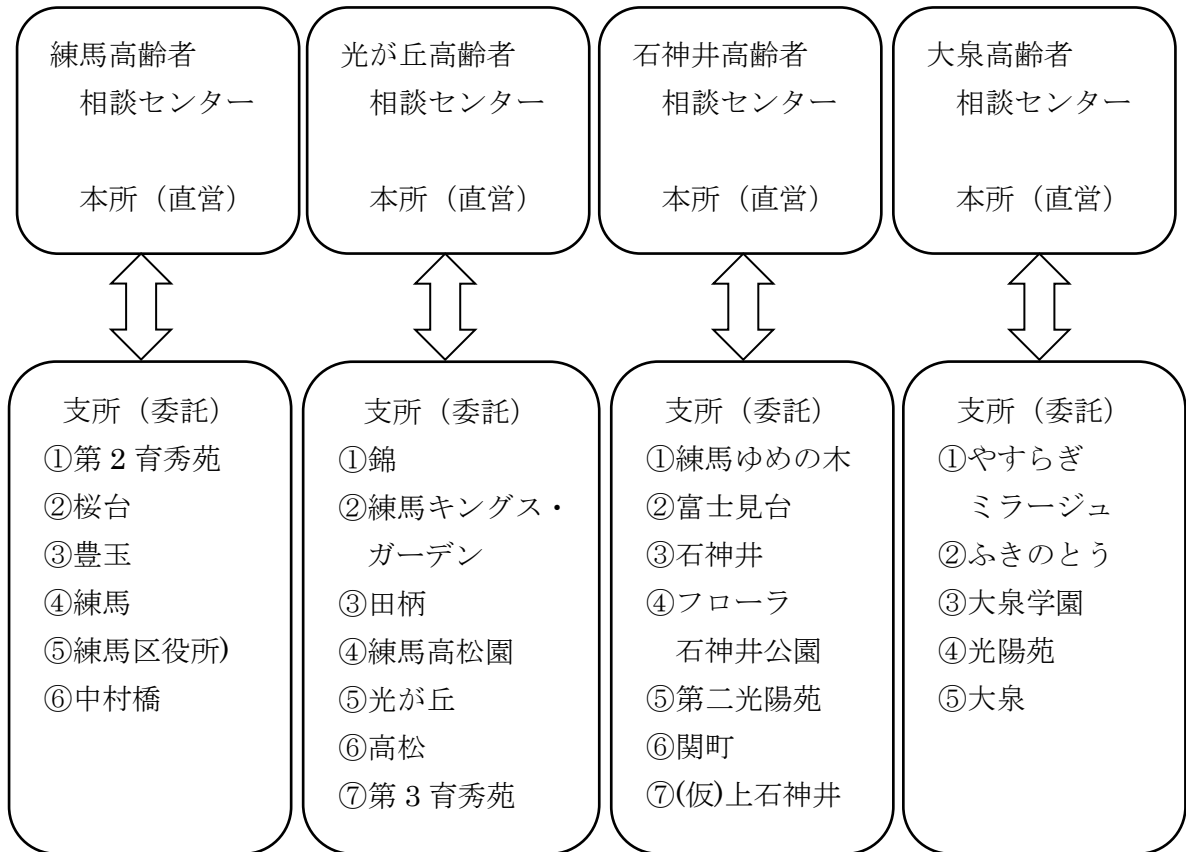
高齢者相談センター運営体制について

イメージ図

《現行 第5期（～平成26年度）》

【本所の業務】

- 支所の後方支援および指導・調整
- 困難事例等に係る支所・介護支援専門員への指導・助言
- 高齢者の権利擁護・虐待対応（措置・成年後見制度区長申立て等を含む）
- 要支援者介護予防ケアマネジメント



【支所の業務】

- 総合相談支援
- 二次予防事業対象者の介護予防ケアマネジメント
- 介護支援専門員への指導・助言
- 地域ネットワークの構築
- 介護予防事業
- その他、各種サービスの受付業務等

《見直し後 第6期（平成27年度～）》

【(仮) 高齢者支援系の業務】

○高齢者の権利擁護・虐待対応など行政専管事項により行う支援

【本所（委託）の業務】

- 支所の後方支援および指導・調整
- 困難事例等に係る支所・介護支援専門員への指導・助言
- 高齢者権利擁護・虐待対応（相談・初期対応）
- 要支援者介護予防ケアマネジメント
- 在宅医療・介護連携の推進【新規】
- 認知症施策の推進【新規】
- 地域ケア会議の充実【新規】
- 生活支援・介護予防の推進【新規】

【本所（直営）の業務】

○現行の業務に加えて、機能強化に向けた新規業務

